

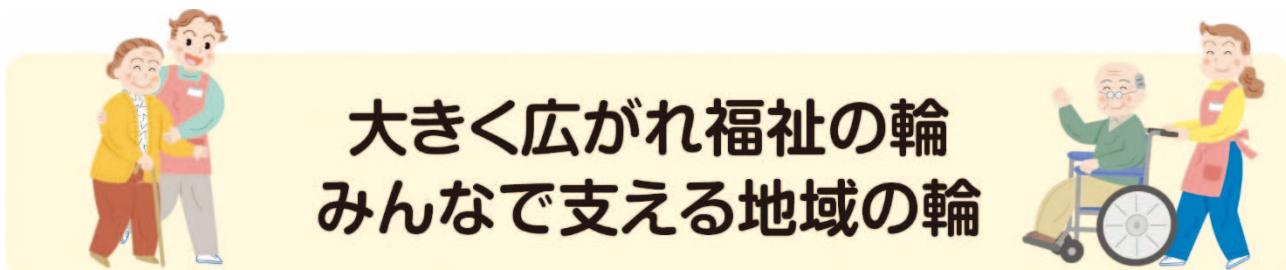


第3章 基本理念と基本目標

3-1 基本理念

本市では、平成16(2004)年度に策定した第1次計画以来、基本理念に「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を掲げてきました。

この基本理念は、本市が目指すべき福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現しており、その趣旨は現在においても変わっていないことから、本計画においても引き続き継承します。



基本理念に込めたおもい

この基本理念には、住民一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくける地域社会づくりを推進する思いが込められています。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすには、まず自分でできること(自助)を考え、行動することが重要です。

しかし、人はひとりで生きているのではなく、誰もが支え合いのなかで暮らしています。私たちの生活は、多くの人や事業者などが関わることで成り立っています。そのため、地域福祉の推進には市や市社協だけでなく、住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業など、すべての人々が地域福祉の担い手となり協働することが必要です。

また、介護保険など福祉サービスが充実した現在においても、公助のみですべての課題を解決することは不可能です。住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などと市、市社協などがみんなで力を合わせ、公助だけでなく、様々な主体による福祉活動の連携が必要です。

それに加えて、自らが本来持っている力を引き出していくという、エンパワーメントの視点を持ち、自助の力を引き出すことで、さらに大きな福祉の輪、地域の輪を創り出すことができます。

3-2 推進テーマ

1 「地域共生社会」の実現に向けた先駆的取組を展開

本市では、前記の基本理念のもと、町内福祉委員会とそれを支援する地区社協を中心に地域福祉を推進してきました。

こうした本市の取組は、第1次から第4次計画を通じて、地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割、福祉活動圏域設定の考え方等を整理し、地域における横断的・重層的な関係者のネットワークと、そのネットワークのもとでの包括的な支援体制づくりの確立を目指してきました。

国では「地域共生社会」という新しい地域福祉の概念を提唱し、その実現に向けた取組を加速化させるため、平成28(2016)年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。「地域共生社会」とは、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会』を指しています。本市においては、国が「地域共生社会」を提唱する以前から、その実現に向けた先駆的な地域福祉の取組を展開してきたと言えます。

2 これまでの計画の成果を基にさらなる充実・発展を目指す

第3次計画では、基本理念を具現化するため、「相談してみよう お願いしてみよう お互いさまの地域づくり」を5か年の推進テーマとして掲げ、施策・事業を展開してきました。

この推進テーマは次の4点に重点をおいたものでした。

- (1)住民が主体的に地域で支え合う「共助」の再構築
- (2)小地域福祉活動の推進と担い手の発掘、育成
- (3)民間組織との連携・協働による課題解決型の地域福祉活動の推進
- (4)当事者から支援者への働きかけがしやすい環境づくりの推進

この推進テーマに基づき、市内すべての町内会で発足した町内福祉委員会が中核となって「お互いさまの地域づくり」を推進してきました。各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動を展開しており、見守り活動をはじめとする様々な取組が実施されるようになりました。

また、地域福祉マッチング交流会＆サロン活動博覧会や生活支援ネットワーク会議などの活動を通じて、地域住民とテーマ型活動組織であるボランティア・NPOや、地域の店舗、医療・介護・福祉の専門機関等とのつながりが生まれるなど、多様な主体の連携による地域福祉活動が展開される地域も徐々に増えてきました。

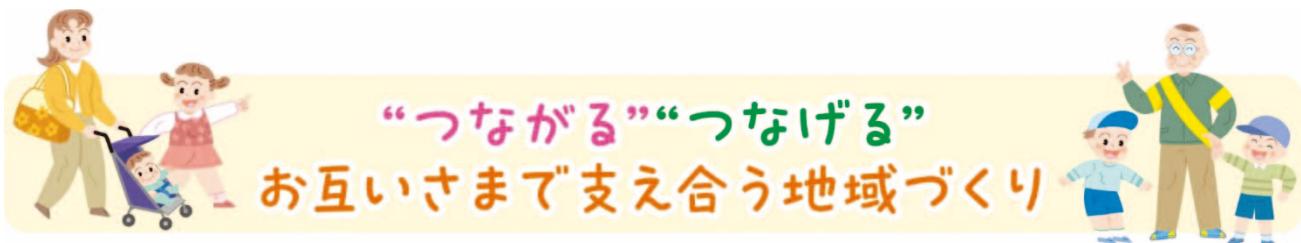
そして、第4次計画では、第3次計画の成果を踏まえつつ、地域福祉活動のさらなる充



実・発展を目指して、「“つながる”“つなげる”お互いさまで支え合う地域づくり」を新たな推進テーマとして掲げ、コロナ禍にあっても、地域住民や事業者などがともに着実に地域福祉の充実に努めてきました。

3 地域共生社会の実現を確かなものにしていくため推進テーマを継承

団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題や団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年問題(単身世帯が4割に達し、就職氷河期世代の高齢化に直面)を見据えた「地域共生社会」の実現に向け、この5か年でさらに歩みを進めるため、第4次計画で掲げた以下の推進テーマを継承し、新たに重層的支援体制整備事業を実施することで、「誰一人取り残さない“包括的な支援体制”」の整備、コロナ禍で停滞した地域福祉活動の再始動など、さらなる充実・発展を目指します。



「“つながる”“つなげる”」の言葉には、次の意味が込められています。

- ◆支援を必要とする人が地域とつながる。
- ◆地域と事業者・専門機関がつながる。
- ◆複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人やその世帯を事業者・専門機関へつなげる。
- ◆丸ごとつながる(=横断的にサービスをつなげる)。
- ◆多様な専門職・専門機関が連携してつながる。

「お互いさまで支え合う地域づくり」の言葉には、次の意味が込められています。

- ◆地域の課題解決に向けて、“我が事”として主体的に関わり、“支え合い”的な地域づくりを推進する。

(1) 住民が“我が事”として主体的に取り組む支え合いの地域づくり

町内福祉委員会による地域に根付いた活動を基本に、住民が世代や立場を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う地域コミュニティの育成を今後も進めていく必要があります。

そのためには、すでに第3次、第4次計画でも目標としてきたように、住民だけに限らず、ボランティアや福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などの多様な主体を支援の担い手として捉える視点と、高齢者や障害のある人等の当事者についても従来のように支援の受け手として一方的に捉えるのではなく、支え手として捉える視点も必要です。

こうした視点に加え、住民が主体的に地域課題を把握し、課題解決に向けて協働する意識の醸成、また地域福祉活動への参加のきっかけづくりなどを展開しながら、住民が“我が事”として主体的に行動する支え合いの地域づくりを継承し発展させていく必要があります。

(2) 専門機関と地域の連携・協働の強化（多機関協働の体制づくりと誰一人取り残さない“断らない相談”支援体制づくり）

(1)の地域づくりを進めていくため、ケースによって専門機関等につなぐことが必要となります。

本市では、生活支援ネットワーク会議などの活動を通じて、専門機関と地域との連携や出会いの場づくりに努めてきました。このような取組の継続・充実や新たな出会いの場づくりを通じて、専門機関と地域との連携・協働の強化を図っていくことが求められます。

こうした専門機関をはじめとする多様な機関との連携・協働の関係性を築きながら、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯を包括的に受け止める、誰一人取り残さない“断らない相談”支援体制を整備していく必要があります。

(3) 制度の狭間にある人たちへの支援（包括的な相談支援体制の構築と地域との連携）

「老老介護」や「認認介護」、生涯未婚者の増加等に伴う「身寄りのない中高年者」、「ニートやひきこもり」、「8050問題や老後破産」などの問題を抱える世帯、さらには、はっきりした診断名がつかないいわゆる「グレーゾーン」と呼ばれる人や「子どもの貧困」、「ヤングケラー」など、公的支援制度の受給要件を満たさない制度の狭間にいる人・世帯、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯が顕在化してきていると同時に、既に社会的な課題として認識されつつあります。

声かけなどの見守り活動等により、このような課題を抱える人たちを早期に発見し、また、こうした地域生活課題を抱えている人・世帯を包括的に受け止める体制や専門機関に的確につなげていく仕組みを構築し、寄り添いながら支援(=伴走支援)していく必要があります。



4 推進テーマを実現するための行動指針

前ページで示した(1)～(3)の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を実施し、今後5か年で重視していくべき行動指針は、以下の事項です。

市・市社協の行動指針

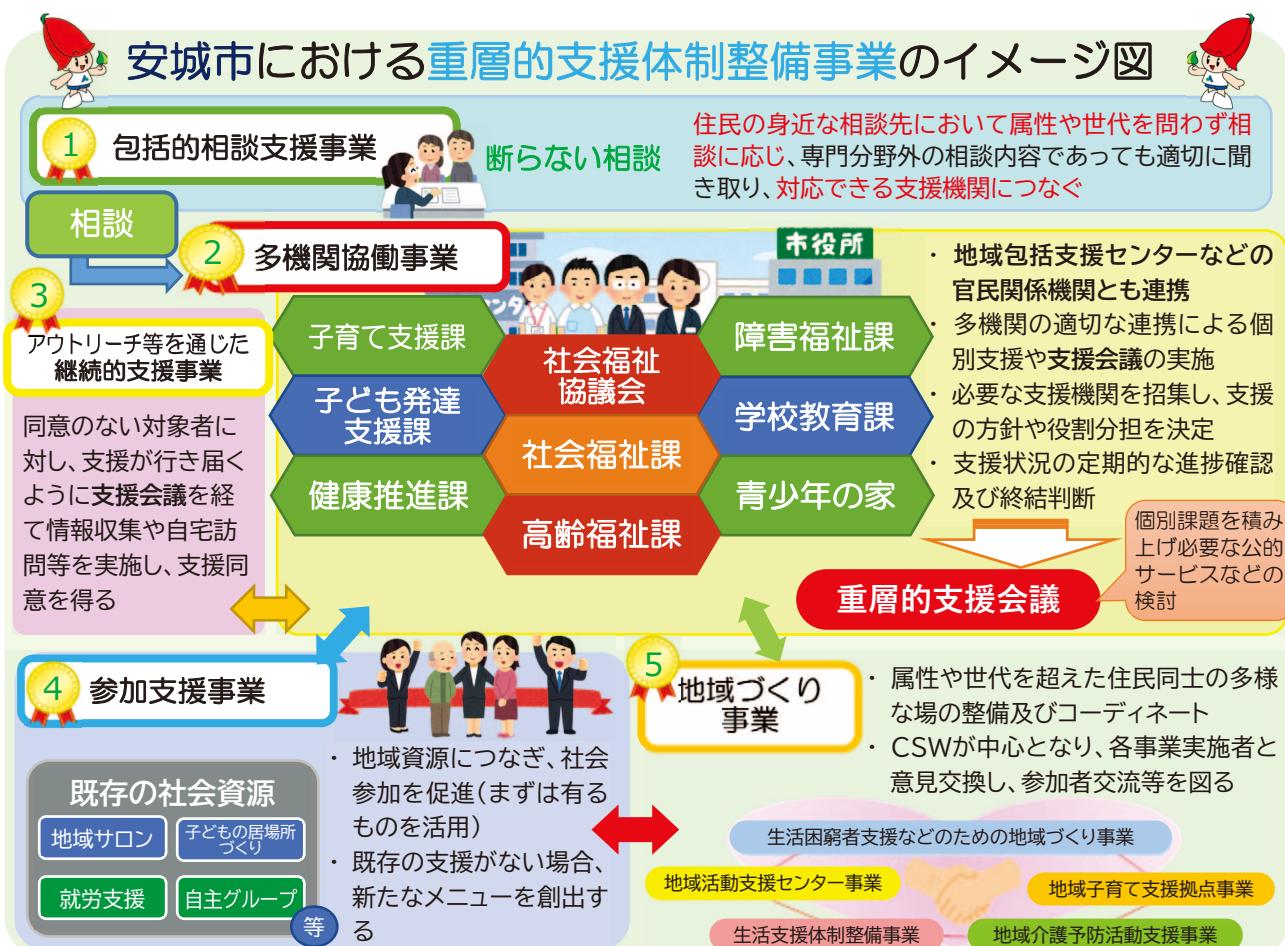
行動指針
1 誰一人取り残さない“断らない相談”支援体制を実施します。

行動指針
2 「個人支援」の視点に「世帯(家族)支援」の視点を加えて、属性や世代を問わない相談支援を実施します。

行動指針
3 地域包括支援センターをはじめとした多機関との連携・協働により、官民が一体となった支援体制を構築します。

行動指針
4 地域に出て、受け止め、一緒に考え、寄り添っていく支援活動(アウトリーチと伴走支援)を実施します。

行動指針
5 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が地域支援と個別支援を実施し、地域福祉活動の拡充に取り組みます。



3-3 施策の体系

施策の体系と主な内容は次のとおりです。





3-4 重点項目

3-1で掲げた基本理念を具現化するため、3-2で示した推進テーマの意図を踏まえ、次の4項目を重点項目として総合的かつ効果的に施策・事業を推進します。

推進テーマ

“つながる”“つなげる”お互いさまで支え合う地域づくり



重点項目1

重点項目2

重点項目3

重点項目4

包括的な支援体制の構築と社会資源の創出・ネットワーク化

地域における見守り活動の充実

町内福祉委員会及び地区社協の活動支援

移動制約者への支援

重点項目1

**包括的な支援体制の構築と
社会資源の創出・ネットワーク化**

地域福祉は、住民が自らの生活基盤である地域社会での多様な生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを自らの問題として認識し、インフォーマルサービスの担い手としても活動するなど、地域全体で取り組むことが必要です。このため、地域福祉活動を推進するには、担い手を発掘、養成することが求められます。

また、地域の見守り活動から発見される専門的で多様な課題に対応するには、住民を地域福祉の担い手と位置づけるとともに、福祉事業者やNPO、民間企業、当事者団体なども地域福祉活動の担い手として捉え、町内福祉委員会との連携や協働を進めることによって、多様な団体が担い手として関わる地域福祉活動に発展させることも重要です。

一方、社会的孤立をはじめとして、生きるうえでの困難や生きづらさを抱えているものの、既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」など個人・世帯が複数の地域生活課題を抱え、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくが必要なケースなど、複雑かつ複合化した地域生活課題が顕在化してきています。

このような状況のなか、「“つながる”“つなげる”お互いさまで支え合う地域づくり」を推進していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて横断的につながる必要があります。

そのために、まずは、様々な地域生活課題を複合的に抱えている個人や世帯に対して、分野横断的かつ包括的な支援体制を整備し、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの双方を組み合わせながら一体的に支援していく必要があります。

そこで、次に示す(1)から(3)までの事項の推進を通じて、包括的な支援体制づくり、担い手の養成と活動支援、多様な団体等の連携・協働の促進を図ります。

(1) 包括的な支援体制を構築します

複雑かつ複合化した地域生活課題に対処していくように、属性や世代を問わず相談に応じ、専門分野以外の相談内容であっても断らず、適切に対応できる支援機関につなぐことが可能な分野横断的かつ包括的な支援体制を構築していきます。

(2) 講演会や講座等を通じた人材育成とボランティア等の活動を支援します

地域福祉活動勉強会や講座等の開催を通じて、日頃の地域での見守り活動等の担い手となる人材の発掘及び育成を図ります。また、各種ボランティア講座を充実させることによって、地域福祉活動を担うボランティアの養成を図るとともに、助成事業を通じて、ボランティア活動を資金面で支援します。

(3) 多様な団体等の連携・協働を促進します

交流会の開催等を通じて、福祉関係団体やNPO、民間企業、当事者団体や町内福祉委員会が相互に連携し、協働による地域福祉活動を促進します。

複雑かつ複合化した地域生活課題を抱えている個人・世帯を、住民や地域包括支援センター等の福祉関連の専門機関、事業者、市社協などが連携・協働して「丸ごと」支援していくための社会資源のネットワーク化を図ります。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 多機関が連携したケース検討会議の開催等による社会資源のネットワーク化	1-2-(1)-②(70頁)
2 生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化	1-2-(1)-③(70頁)
3 福祉事業者と関係団体等との交流促進	1-2-(2)-①(70頁)
4 地域福祉活動助成事業	2-2-(4)-①(85頁)
5 重層的支援体制整備事業の実施【新規】	3-2-(1)-①(92頁)
6 市社協の相談等支援体制の整備・充実	3-2-(1)-②(92頁)
7 町内福祉委員会での相談支援活動の支援	3-2-(2)-①(92頁)
8 地域包括ケア体制の推進	3-2-(2)-③(93頁)
9 分野横断的な福祉サービスの展開	3-3-(1)-⑥(96頁)
10 共生型サービスの普及・促進	3-3-(2)-③(96頁)
11 高齢者に対する総合的な支援体制の確立	3-5-(1)-①(102頁)

※以降、第5次計画からの新たな取組と、前計画で記載のなかった取組を【新規】としています。



重点項目2

地域における見守り活動の充実

本市では、都市化の進行に伴って地域での近所付き合いの希薄化が進み、あいさつ程度の軽いご近所関係を望む人が増えていく傾向がみられます。その一方で、高齢化の進展により支援を必要とする高齢者が増加するとともに、障害のある人を介助する家族の高齢化、子育て不安や孤立、高齢者等の孤立死といった問題も懸念されています。

本市では、地域における見守り活動を推進するため、平成25(2013)年度から地域見守り活動推進事業を本格的に展開し、平成29(2017)年度にはすべての町内福祉委員会で事業の指定をすることができました。

地域の見守り活動の充実には、町内会の区域(第1次福祉圏域)よりも身近な圏域である隣近所(単位福祉圏域)における日頃の見守りと支え合いを促進する必要があります。

加えて、こうした住民による見守り活動と市や市社協、地区社協、地域包括支援センターなどの関係機関との連携をより強化することによって、公的な支援が必要な人たちを専門的な機関につなげる必要があります。

また、本市では、南海トラフ地震や風水害などに伴う大規模災害が懸念されており、避難行動要支援者支援制度の効果的な運用が重要となります。そのため、地域支援者の確認や選任など避難行動要支援者登録台帳の更新、地域の自主防災訓練時に安否確認訓練や避難訓練などの実施を働きかけることが必要です。

さらに、災害時に避難行動要支援者支援制度を機能させるには、こうした平常時における備えや日頃の見守り活動等の取組を充実させることが必要です。

そこで、次に示す(1)から(4)までの事項の推進を通じて、多種多様な支え合いによる地域での見守り活動の充実を図ります。

(1) 身近な地域における見守りと支え合いを促進します

サロンなどの住民が集う機会を通じて見守りを行う居場所提供型と、民生委員や町内福祉委員会、隣近所の住民等による見守り・声かけや高齢者孤立防止事業(福祉電話や老人クラブによる友愛訪問等)などの訪問型の見守り活動を促進します。

また、町内福祉委員会が福祉事業者等に協力を求めるなど、多様な社会資源の連携により高齢者以外で支援が必要な人に対しても、地域の見守り活動を促進します。

このような身近な地域における日頃の見守りや支え合いの活動を通じて、支援が必要な人の困りごとや生活課題を日常的に把握することができる、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。

(2) 民生委員活動を支援するための体制づくりを進めます

見守り活動の一翼を担っている民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘りおこしを目的に、民生委員活動を支援するための体制づくりを進めます。

(3) 課題解決に向けて地域と専門機関との連携を強化します

見守り活動を行う町内福祉委員会と市や市社協、地区社協、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化します。

また、身近な地域における見守り活動を通じて様々な困りごとを抱えた人を把握するとともに、こうした人に対する個別課題の解決に向け、福祉の専門機関等と町内福祉委員会が連携して対応するためのケース検討会議を実施する体制を強化します。

(4) 避難行動要支援者の支援体制を充実・強化します

災害が発生したときに避難行動要支援者支援制度が機能し、制度の目的が達成できるよう要支援者一人ひとりに対して個別避難計画の作成を進めます。また、作成した個別避難計画を基に、要支援者等が参加する安否確認や避難訓練を行う防災訓練等の実施を支援します。

あわせて、避難行動要支援者支援制度の情報を日頃の見守り活動や避難体制づくりに活用します。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 地域見守り活動推進事業	1-1-(3)-①(67頁)
2 福祉マップ作成・更新の支援	1-1-(3)-②(67頁)
3 民生委員による安否確認・見守りの推進	1-1-(3)-③(67頁)
4 地域でのサロン等の開催支援	1-1-(3)-⑤(67頁)
5 地域における住民組織間の連携体制づくり	1-2-(1)-①(70頁)
6 多機関が連携したケース検討会議の開催等による社会資源のネットワーク化	1-2-(1)-②(70頁)
7 自主防災訓練の実施支援(自主防災組織支援事業)	1-3-(1)-①(73頁)
8 避難行動要支援者支援制度の啓発	1-3-(4)-①(74頁)
9 避難行動要支援者支援制度の効果的運用	1-3-(4)-②(74頁)
10 地域包括ケア体制の推進	3-2-(2)-③(93頁)
11 子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進	3-4-(3)-②(100頁)
12 高齢者孤立防止事業の推進	3-4-(4)-①(101頁)
13 自殺対策に向けた取組の強化	3-4-(8)-①(101頁)



重点項目3

町内福祉委員会及び地区社協の活動支援

本市では、市社協が概ね中学校区ごとに8つの地区社協を発足させるとともに、コミュニティワーカーを配置して、町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、すべての町内で小地域福祉活動の組織基盤が築かれました。

しかし、町内会規模や年齢構成が異なるほか、都市化の著しい地域によっては地域コミュニティの変容によって住民同士の関係が希薄化しているなどの地域特性もみられ、町内福祉委員会ごとに活動の状況は様々です。地域の情報を整理する福祉マップを作成していない地域もあるなど、日頃の見守り活動を行う体制が十分ではない町内福祉委員会もあります。

困りごとや生活課題を抱えている人を早期に発見し、支援を迅速かつきめ細かに実施するには、身近な隣近所(単位福祉圏域)における日常的な支え合いを町内福祉委員会として組織的に推進することが必要です。

そこで、次に示す(1)と(2)の事項の推進を通じて、町内福祉委員会及び地区社協の活動を支援します。

(1) 町内福祉委員会の活動を支援します

隣近所における日常的な支え合いを推進するため、町内会を区域とする町内福祉委員会の重要性を啓発するとともに活動を支援します。

そのため、各地区社協の地域福祉活動勉強会や地域福祉活動助成事業などにより町内福祉委員会に対する支援を継続します。また、隣近所における日頃の見守り活動を開けるため、地域の情報を整理する福祉マップの作成を支援します。

(2) 地区社協の活動を支援します

町内福祉委員会による小地域福祉活動の充実のため、町内福祉委員会を支援する役割を担う地区社協が充実するように市社協のコミュニティワーカーを通じて支援します。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 町内福祉委員会全体研修会等の開催	1-1-(1)-②(66頁)
2 地区社協地域福祉活動勉強会の開催	1-1-(1)-③(66頁)
3 町内福祉委員会の組織体制の充実支援	1-1-(2)-①(67頁)
4 町内福祉活動計画の実行と進行管理の支援	1-1-(2)-②(67頁)
5 地区社協活動の充実	1-1-(4)-①(68頁)
6 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	1-2-(2)-②(70頁)
7 地域福祉活動助成事業	2-2-(4)-①(85頁)
8 町内福祉委員会での相談支援活動の支援	3-2-(2)-①(92頁)

重点項目4**移動制約者への支援【新規】**

要支援・要介護高齢者や障害のある人、妊婦などの身体的要因などにより、一人だけでは自力で外出することや公共交通機関などを利用することが困難で、通院や買い物、ごみ出しなどの日常生活の移動に支障を抱える「移動制約者」と呼ばれる人が増えています。

本市においても例外ではなく、高齢化の進行に伴う要支援・要介護高齢者の増加などを背景に、移動制約者の問題が顕在化しつつあります。

こうした状況にある中、市では、75歳以上の高齢者があんくるバスを無料で乗車できる「あんくるバス無料乗車証」やあんくるバスの停留所から遠い地域を対象にした「あんくるタクシーの運行」など、あんくるバスの利便性の向上に努めてきました。また、高齢者タクシー料金助成や障害のある人を対象とした移動支援など(移動支援事業や行動援護など)のサービスを実施しています。

しかし、大人に比べて移動に制約のある子どもを対象とした支援制度がないなど、高齢者・障害のある人以外の移動制約者の問題解決には至っていないのが現状です。また一部には、民間事業者による移動スーパーや福祉団体による高齢者の移送支援、社会福祉法人が所有する車両による移送支援、NPO法人によるお出かけ見守り事業などもみられますが、移動制約者の増加に対応しきれていません。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていけるようにするために、自家用車がなくても通院や買い物等のための移動ができるようにしていく必要があります。

そこで、次に示す(1)と(2)の事項の推進を行い、地域住民や民間事業者等と市・市社協との協働によって、移動制約者が抱えている課題解決を進めていきます。

(1) あんくるバスなどを活用した移動支援の拡充に努めます

高齢者等の外出支援と社会参加の促進を図るため、あんくるバスの高齢者・障害のある人への無料制度を継続するとともに、他市の実例等を調査研究し、新たな制度の創設や既存制度のサービス向上に努めます。

(2) 多様な主体による移動支援サービスの仕組みづくりを支援します

買い物代行や通院の付き添い、ごみ出しなどの小さな困りごとに対して、住民の協働や民間事業者等との連携などを活用し、有償ボランティアなどの多様な主体による移動支援サービスが実施されるよう、活動の立ち上げや継続的な運営の仕組みづくりについての支援を検討します。

また、その移動支援サービスを実現するために必要となる支援制度について検討を進めるとともに、既存サービスの利用促進に努めます。



主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 車いす貸出し事業	3-6-(4)-①(106頁)
2 車いす移送車貸出し事業	3-6-(4)-②(106頁)
3 高齢者外出支援サービス事業	3-6-(4)-③(106頁)
4 障害者福祉タクシー料金助成事業	3-6-(4)-④(106頁)
5 あんくるバス・あんくるタクシーを活用した移動支援の充実	3-6-(4)-⑤(106頁)
6 多様な主体による移動支援制度創設の検討【新規】	3-6-(4)-⑥(106頁)
7 移動制約者に対する既存サービスの利用促進【新規】	3-6-(4)-⑦(106頁)

3-5 基本目標

基本理念、推進テーマを実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策・事業を推進します。

なお、3つの基本目標は、第3次、第4次計画の基本目標を継承しています。

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

- 自助・共助による住民主体のまちづくり -

誰もが住み慣れた地域や家庭で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するには、本人や家族の自助に加え、住民同士が主体的に関わり合う地域づくりが必要です。

このため、町内会や隣近所における小地域福祉活動などの共助の重要性についての啓発を図り、福祉活動に参加する人の輪を広げることで、地域での見守り活動などの住民主体の小地域福祉活動の充実・発展を支援します。

また、住民と市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などと市の連携・協働を推進します。さらに、避難行動要支援者支援制度の周知や自主防災組織の支援を通じた地域での防災活動の活性化、自主防犯活動、交通安全運動などを推進します。加えて、誰もが健康で生きがいのある暮らしを続けられるよう、学習活動や就労機会などの社会参加の機会を充実させます。

これらを行うことによって、地域丸ごと支え合いの仕組みの構築を目指します。

基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

- 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり -

地域福祉活動を推進するには、地域福祉に対する理解の浸透と地域福祉活動を担う人材の育成が必要です。また、住民やボランティアなどの自発的な取組に加え、地域福祉活動に取り組む機会の提供や活動拠点の整備、活動資金の支援など、市や市社協、地区社協による支援も必要です。

このため、福祉教育やボランティア等の養成講座の開催を通じて、子どもから高齢者まですべての住民が関心を持ってボランティア活動や地域福祉活動に参加する地域社会を目指します。

また、多くの住民が地域福祉活動に取り組めるよう、その拠点となる施設の整備や活動の支援を進めます。さらに、高齢者や障害のある人などの当事者についても、福祉サービスの対象として捉えるだけでなく、地域福祉活動を担う主体として捉え、その支援を進めます。

これらを行うことにより、地域福祉の取組を支援する施策の充実を目指します。



基本目標3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

支援や介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けるには、自助や共助に加えて、必要なときに、公助による専門的なサービスが円滑かつ適切に受けられることが必要です。

このため、個々の生活や身体等の状況に応じたサービスが利用できるよう、わかりやすい情報の提供ときめ細かな相談体制の充実を図ります。とりわけ、複雑かつ複合化した地域生活課題に的確かつ迅速に対応するため、重層的支援体制整備事業に取り組み、「誰一人取り残さない“包括的な支援体制”」の整備を進めます。

また、社会保障制度を始めとした、暮らしを支えるサービスや制度などの充実と適正化を図ります。加えて、公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入を推進し、住みよい生活環境の整備をすることで移動制約者の社会参加を促すとともに、公共施設を利用しやすくするため、移動や外出支援の充実を図ります。

これらを行うことによって、暮らしを支える多様なサービスの充実を目指します。

